

グループホームこだま 運営規程

第1条 医療法人魚野会が開設する(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護事業として行なう、グループホームこだまの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 グループホームこだま（以下「グループホーム」とする。）は、要支援及び要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 グループホームの職員は、要支援及び要介護状態にあつて認知症の状態にあるもの（著しい精神症状又は著しい行動異常があるもの並びに、急性期状態にあるものを除く。）に対して、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 グループホームの実施にあつては、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1) 名 称 グループホームこだま
- 2) 所在地 新潟県魚沼市十日町243-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従業員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 職 員 計画作成担当者 2人
介護職員 8人以上

職員は、2ユニットの認知症対応型共同生活介護を提供する。

※ 夜勤時間帯は、常時2人配置。

(グループホームの内容)

第6条 グループホームは、要支援及び要介護者であって、認知症状態にあるものを対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人の介護職員を配置（夜間は夜勤）し、共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 グループホームの利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受理事務の場合は、利用料の1割から3割負担額とする。

- 2 保険対象外費用については、別付料金表により支払を受ける。
- 3 前各項に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(利用者の定員)

第8条 利用者の定員は、18名（2ユニット）とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 グループホームの利用にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合は、他の介護保健施設、病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(介護予防サービスの一体的運営)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業は、介護予防も含め、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

- 2 グループホームの介護予防サービス利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受理事務の場合は、利用料の1割から3割負担額とする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、及び消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事業所の防火管理者を当て、火元責任者においても事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のために自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(守秘義務)

第12条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に対し、虐待を防止するための研修を実施
- (2) 入居者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（虐待防止に関する担当者の選定及び委員会の開催等）

(その他運営に関する留意事項)

第14条 職員の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年数回（必要に応じて）
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人魚野会と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定の変更は、令和2年7月1日から施行する。

この規定の変更は、令和3年4月1日から施行する。